

債権の一部について民事執行の申立てがなされた場合の時効障害の取扱い

- 「部会資料31」の第1の2(5)についての意見-

高 須 順 一

第1 問題意識

中間的な論点整理第36, 2(5)アを受けて、「部会資料31」の第1の2(5)ア(29頁)には、債権の一部について訴えの提起等がされた場合の取扱いに関する記述がある。ここでは、「債権の一部についての訴えの提起は、一部請求であることが明示されていた場合であっても、当該債権の全部について時効障害(時効期間の進行/時効の停止)の効果が生ずる旨の規定を設けるものとするという考え方があり得るが、どのように考えるか」と指摘されているが、中間論点整理に記述のある、債権の一部について民事執行の申立てがなされた場合の取扱いに関しては言及がない。

その理由について、部会資料31の補足説明(31頁)では、「まだ提案として具体化されておらず、本文では取り上げていない」と説明されている。

私は、第12回会議において、債権の一部について民事執行の申立てがなされた場合にも債権の全部に時効障害の効果が生じることを検討すべきと発言しており、現在もそのように考えている。

そこで、今回の会議にあたり、この点について具体的に提案するものである。

第2 提案の趣旨

債権の一部により強制執行あるいは担保権の実行に基づく差押えがなされた場合にも、債権の一部について訴えの提起がなされた場合に準じて、当該債権の全部について時効障害(時効期間の進行の停止/時効の停止)の効果が生ずる旨の規定を設けるべきである。なお、仮差押え、仮処分についても同様に考えるべきである。

第3 提案の理由

民事執行においても、債権の一部のみについて申立てがなされる場面がある。すなわち、民事執行規則21条4号によれば、「金銭の支払を命ずる債務名義に係る請求権の一部について強制執行を求めるときは、その旨及びその範囲」を強制執行の申立書に記載しなければならないと規定されている。また、担保権の実行の申立てにおいても、申立書に被担保権の表示が必要的記載事項とされ(民事執行規則170条1項2号)、かつ、「被担保債権の一部について担保権の実行又は行使をするときは、その旨及びその範囲」について記載しなければならないと規定される(同規則同条同項4

号)。つまり、民事執行においては、一部執行が許され、かつ、その旨が申立書に明示されることになる。

現実にも、債権者が高額の金銭債権を有する場合において、債務者の執行対象財産が比較的、低額と想定される場合に、債権者は他の財産に対する執行の可能性等を考え、債権の一部のみによる執行申立てを行うことがある。

そして、これらの場合、差押えにより時効中断が生じる範囲について、現行法上は、「債務名義に係る請求権の一部について執行を求める旨を表示したときは、その範囲」（中野貞一郎「民事執行法・増補新訂6版」〔青林書院・2010年399頁〕と指摘されている。

しかし、①債権の一部について執行がなされるというときには、相応の理由があって一部執行を選択した債権者を保護する必要がある、②一部の執行であることが明らかにされる以上、債務者は残部について執行に備えるべきことを認識することができる、という2点は、部会資料の補足説明（30頁）に記載される一部請求の場合に残部についても時効障害を認めるべき理由と共通するものがある。また、従来の時効期間を短縮すべきとの検討がなされており、③仮に時効期間が短縮された場合には、継続的給付に係る債権に対する強制執行のような場合に、債権の一部の執行を行っている間に時効期間が満了してしまう場合が想定され、残部に対する時効障害を認める必要性が現在以上に高まることも理由のひとつに加えることができる。

以上より、私は、債権の一部により強制執行あるいは担保権の実行に基づく差押えがなされた場合にも、当該債権の全部について時効障害（時効期間の進行の停止／時効の停止）の効果が生ずる旨の規定を設けるべきと考えるものである。なお、仮差押、仮処分についても、現行民法147条が差押えと同列に規定していることを考慮すれば、基本的に差押えの場合と同様に考えてよいと思料する。

（検討の参考となる具体例）

債権者Aは、公証役場において執行証書を作成したことに基づき、債務者Bに対し5000万円の債務名義を有している。この債権の弁済期は平成22年11月1日であったが、Bは支払いをせず、その後の督促にも応じない。そこで、平成23年11月1日、AはBの給料債権を差し押さえる旨の債権差押命令を申立て、執行裁判所はこれを発令のうえ、BおよびBの勤務先である第三債務者Cに送達した。

この債権差押えは請求債権額を債権額の一部である1000万円に限定するものであった。Aはこの債権差押えにより、毎月10万円の支払いをCより受けているが、1000万円の請求分を回収するには8年以上の年月がかかる見込みである。